

公立大学法人滋賀県立大学国際交流委員会規程

平成 1 8 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 7 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の大学・研究機関等との学術交流協定等の締結に関する事項
- (2) 外国の大学・研究機関等との教職員および学生の交流に関する事項
- (3) 外国の大学・研究機関等との情報交換に関する事項
- (4) 外国人留学生の支援に関する事項
- (5) その他大学の国際交流に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 国際化を所掌する理事
- (2) 本学の教授および准教授のうちから委員長が指名する者 3 人
- (3) 各学部ごとに教授および准教授のうちから 1 人
- (4) 全学共通教育推進機構の教授および准教授のうちから 1 人
- (5) 事務局次長

(任期)

第 4 条 前条第 2 号から第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、国際化を所掌する理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学国際交流委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1号、第2号、第3号または第4号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第2号、第3号または第4号の委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第5条関係）

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第9条関係）